

2022年(令和4年)5月16日号

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 巴ビル
電話:03-3234-2050 FAX:03-3234-2070
発行人 週刊住宅タイムズ 代表者 鈴木美由紀
2020年6月17日 第三種郵便物認可
問い合わせ:info@sit.co.jp 情報提供:press@sit.co.jp

週刊住宅

年ぎめ購読料 18,164円 本体・送料込み(税込み19,980円)

(1)

不動産信託 可能性は広がるか



九州に本社を構える初めての信託会社として福岡市で設立する「三好スマイル信託」。不動産関連の信託業務を行いスマーチーズな事業承継に助力するとともに、新たな可能性に取り組む（福岡市中心部）

2025年には、5人に1人が認知症になると予測される。8年前に「MAMAが起つて」民衆演説とも呼べる「不動産所有者が障害者との場合なら、さまざまなタイプに対応できるスキーム」として現在も注目され続けている。受託者・受益者は個人として親類がなさないことがほとんどだ。三好不動産グループの福岡相続サポートセンター（福岡県福岡市・江頭社長）は、「任せた人が死んでしまった際に、後継者はいるが受託者として任せられる人がいない」という状況を解消する手がひびついた。受託者は「不動産の専門知識を持っていなければ、誤った判断をせず可能な限り高い信託会社なら、これらのデメリットをカバーできる利点がある」九州での信託会社として始動した三好スマイル信託の阿部俊一社長は専門家団体について聞いた。

きって、今後オーナーの気きで信託登記を行^う同信託会社が受託者に委託者・受託者と二線を走る企業を目指すことを宣言した。具体的には不動産管理信託契約を結び、オーナー所持の不動産を信託登記を行^う同信託会社が受託者に委託するため、慎重に考へる。オーナーは所有するものを贈与税が発生するところを防ぐため、慎重に考へる。

事業承継、売買などで商機

福岡市で初の信託会社始動
主婦・ママの信託専門家第一社長二間



権移転と不動産管理に関する話題だ。法人信託会社の中でも、

る指図を行い、同信託会社が不動産管理会社と賃貸住宅に特化しているというふうに思われる。どうぞ、

宇管理委託契約を行ふ
このスキームを用いれば、オリナリの意匠判断能資商品之定義、現物不動産等の所有権が所有する不動産を有する者である。そのためオーナーが所有する不動産を有する者である。